

化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律施行令の一部を改正する政令が公布されました。

1. 政令改正の趣旨

化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約（以下「条約」という。）の適格な実施を確保するため、化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成7年法律第65号。以下「化兵法」という。）及び化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律施行令（平成7年政令第192号）では、化学兵器の製造、所持、譲渡し及び譲受けを禁止するとともに、化学兵器に供されるおそれの高い化学物質（特定物質）の製造、使用等を規制する措置を講ずることとしています。

本改正は、令和元年11月に開催された条約の第24回締約国会議（※）において、条約の化学物質に関する附属書の表1に特定の化学物質を追加することが決定されたことを受け、新たに8物質を化兵法に基づく特定物質として指定します。

（※）締約国会議の概要については下記 URL より参照願います。

https://www.mofa.go.jp/mofaj/dns/b_cwc/page23_003187.html

2. 政令改正の概要

上記締約国会合の決定に基づき、8物質を特定物質として指定します。

いずれも「特定物質」のうち化学兵器に用いられる物質「毒性物質」に属する物質です（別紙参照）。

本政令は、令和2年6月7日に施行されます。

今回の改正により、別表一の項第三欄に追記される8物質の名称

- (二二) P—アルキル—N— [— (ジアルキルアミノ) アルキリデン] ホスホンアミド酸=フルオリド (P—アルキル又はジアルキルアミノのアルキル基がシクロアルキル基であるもの及びアルキリデン基がシクロアルキルメチリデン基であるものを含み、P—アルキル及びジアルキルアミノのアルキル基の炭素数が十以下であり、かつ、アルキリデン基の炭素数が十一 (アルキリデン基がシクロアルキルメチリデン基である場合にあっては、シクロアルキルのアルキル基の炭素数が十) 以下であるものに限る。) 並びにそのアルキル化塩類及びプロトン化塩類
- (二三) N— [— (ジアルキルアミノ) アルキリデン] ホスホンアミド酸=フルオリド (アルキル基がシクロアルキル基であるもの及びアルキリデン基がシクロアルキルメチリデン基であるものを含み、アルキル基の炭素数が十以下であり、かつ、アルキリデン基の炭素数が十一 (アルキリデン基がシクロアルキルメチリデン基である場合にあっては、シクロアルキルのアルキル基の炭素数が十) 以下であるものに限る。) 並びにそのアルキル化塩類及びプロトン化塩類
- (二四) N— [— (ジアルキルアミノ) アルキリデン] ホスホロアミドフルオリド酸 (アルキル基がシクロアルキル基であるもの及びアルキリデン基がシクロアルキルメチリデン基であるものを含み、アルキル基の炭素数が十以下であり、かつ、アルキリデン基の炭素数が十一 (アルキリデン基がシクロアルキルメチリデン基である場合にあっては、シクロアルキルのアルキル基の炭素数が十) 以下であるものに限る。) 並びにそのアルキル化塩類及びプロトン化塩類
- (二五) アルキル=N— [— (ジアルキルアミノ) アルキリデン] ホスホロアミドフルオリデート (ホスホロアミドフルオリデートに結合するアルキル基又はジアルキルアミノのアルキル基がシクロアルキル基であるもの及びアルキリデン基がシクロアルキルメチリデン基であるものを含み、ホスホロアミドフルオリデートに結合するアルキル基及びジアルキルアミノのアルキル基の炭素数が十以下であり、かつ、アルキリデン基の炭素数が十一 (アルキリデン基がシクロアルキルメチリデン基である場合にあっては、シクロアルキルのアルキル基の炭素数が十) 以下であるものに限る。) 並びにそのアルキル化塩類及びプロトン化塩類
- (二六) N— [ビス (ジェチルアミノ) メチリデン] —P—メチルホスホンアミド酸=フルオリド
- (二七) N—アセチルオキシアルキル—N・N・N'・N'—テトラアルキル—N'

— {[三— (ジメチルカルバモイルオキシ) ピリジン—二—イル] メチル} —N・N′
 — (デカン—・X—ジイル) ジアンモニウム=ジブロミド (アセチルオキシアルキル基がシアノアルキル基又はヒドロキシアルキル基であるものを含み、アセチルオキシアルキル (アセチルオキシアルキル基がシアノアルキル基又はヒドロキシアルキル基である場合にあっては、それぞれシアノアルキル又はヒドロキシアルキル) 及びテトラアルキルのアルキル基の炭素数が十以下であり、かつ、アセチルオキシ基 (アセチルオキシアルキル基がシアノアルキル基又はヒドロキシアルキル基である場合にあっては、それぞれシアノ基又はヒドロキシ基) がその結合するアルキル基と当該アルキル基の位置番号一から八までのいずれかの炭素原子において結合しているものに限る。) (Xは、一から十までの整数を表すものとする。)

(二八) N・N・N′・N′—テトラアルキル—N・N′—ビス {[三— (ジメチルカルバモイルオキシ) ピリジン—二—イル] メチル} エタンビス (アミジウム) =ジブロミド (テトラアルキルのアルキル基の炭素数が十以下であるものに限る。)

(二九) N・N・N′・N′—テトラアルキル—N・N′—ビス {[三— (ジメチルカルバモイルオキシ) ピリジン—二—イル] メチル} —N・N′— (二・X₁—ジオキソアルカン—・X₂—ジイル) ジアンモニウム=ジブロミド (アルカンの構造が直鎖であり、当該アルカンの炭素数が四以上十二以下であり、かつ、テトラアルキルのアルキル基の炭素数が十以下であるものに限る。) (X₁は当該アルカンの炭素数から一を減じた数を、X₂は当該アルカンの炭素数と等しい数を表すものとする。)